

自然共生サイトへの申請について

1. 自然共生サイトとは

① 世界の動向

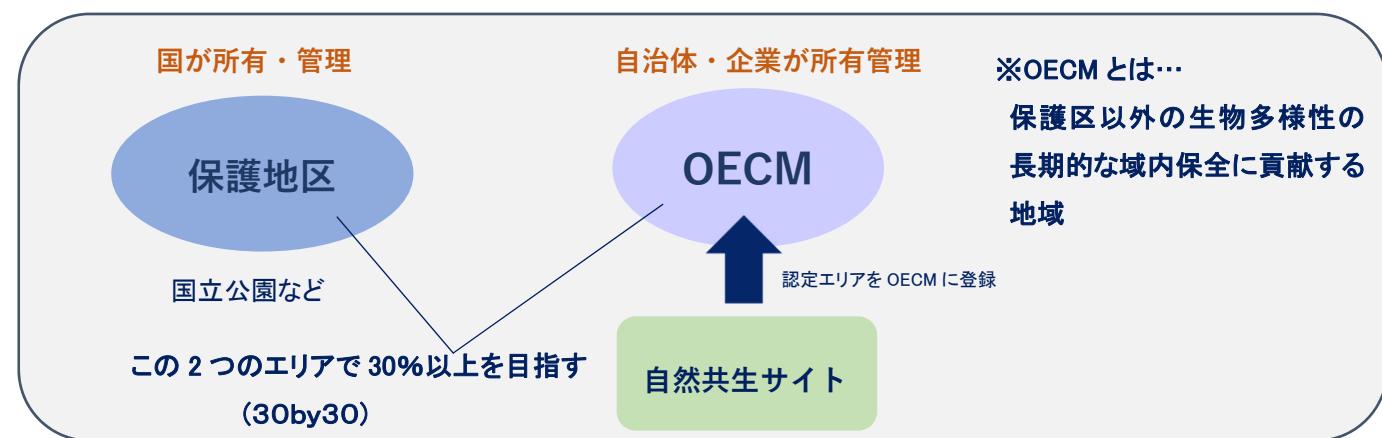
2022年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議にて、2030年までに地球上の陸と海のそれぞれ30%以上を保護する『30by30』が世界目標として盛り込まれた。



② 国の動向

生物多様性国家戦略では『30by30』を主要な施策に定め、その達成に向け、環境省は、自治体や企業が保有する公園等について、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する『自然共生サイト』制度を令和5年度から開始。

認定区域はOECM(生物多様性保全に資する地域)として国際データベースに登録される。

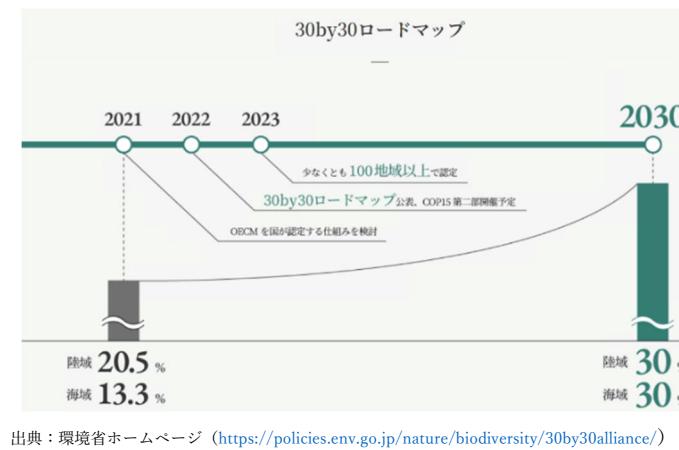


2. 登録のメリット

- OECMとして国際データベースに登録されることで、国や世界が進める“30”by30への貢献
- 本市における生物多様性の価値の維持・向上のための先行事例となる
- 指標化することで取り組み状況を定量的に管理することが可能となる

3. 認定基準

- 境界・名称に関する基準 →申請区域が確定していること
- ガバナンス・管理に関する基準 →申請に関し、土地所有者等の同意を得ていること
- 生物多様性の価値に関する基準 →9種類の価値(原生的な自然生態系が存する場、希少な動植物種が生息している場など)のいずれかを有すること
- 活動による保全効果に関する基準→活動計画・モニタリング計画が定められていること

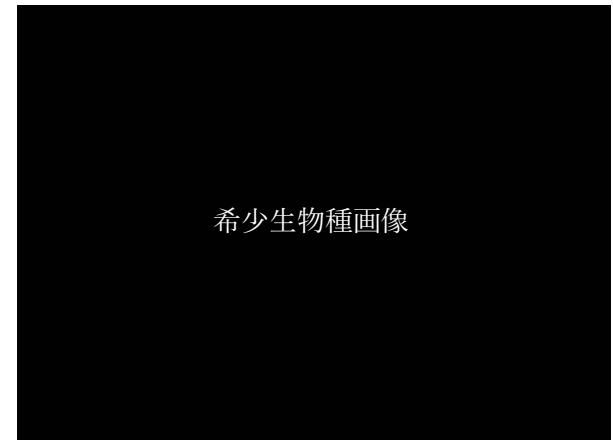


4. 申請対象地 国分川調節池緑地 自然ふれあいゾーン、散策・休息ゾーンの一部

→希少な動植物種が生育している点や、市民団体による管理が出来ている点、地域の中高生と市民団体との協働調査体制を有している点から、申請対象地として選定。



△申請対象地 位置図



△希少生物種



△第1回生きもの協働調査の様子(令和6年7月31日)



5. 申請・認定に係るスケジュール

・令和6年9月24日	令和6年度後期分にて申請
・令和6年10~11月	環境省事務局による予備審査
・令和6年12月~令和7年1月	環境省審査員による審査
・令和7年3月頃	環境大臣による認定
・令和7年4月~	認定後は5年ごとに更新手続が必要